

平成17年4月1日施行

道路交通法一部改正

自動二輪車の二人乗りの見直し

高速道路での自動二輪車の二人乗りが可能

(第71条の4第3項、第4項関係)

高速自動車国道及び自動車専用道路での自動二輪車の二人乗りが全面禁止とされていましたが、平成17年4月1日から運転者の**年齢が20歳以上**で、**大型二輪免許又は普通二輪免許を受けていた期間が3年以上**の方であれば、高速自動車国道等において2人乗りができることとなりました。

東京都内の首都高速道路の一部では、二人乗りが禁止されている区間がありますのでご注意ください。
下記の標識がある道路では二人乗りは禁止となります。



20歳以上
で免許期間
3年以上

大型自動二輪車及び普通自動二輪車
二人乗り通行禁止標識

自動二輪車の二人乗りの条件

| | 年 齢 | 経 験 年 数 |
|-----------|-------|---------|
| 一 般 道 路 | - | 1年以上 |
| 高速道路等(新規) | 20歳以上 | 3年以上 |

自動二輪車とは、大型自動二輪車又は普通自動二輪車
高速道路等とは、高速自動車国道及び自動車専用道路
経験年数とは、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けていた(免許の効力が停止されていた期間を除く。)期間



茨 城 県 警 察



二人乗りの禁止違反の罰則等が引き上げ！

(第71条の4第3項から第6項、第119条の4第1項5号関係)

高速道路等の二人乗りの条件に違反して大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗りをした者や大型二輪免許等取得後1年未満であるにもかかわらず大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗りをした者に対する罰則等が引き上げられました。

| | | |
|------|------------|-------------|
| 罰則 | 「5万円以下の罰金」 | 「10万円以下の罰金」 |
| 反則金 | 「6,000円」 | 「12,000円」 |
| 違反点数 | 「1点」 | 「2点」 |
| | 現行 | 改正 |

二人乗り禁止違反への停止命令等

(第67条第1・3項関係)

警察官は、二人乗り禁止違反をしていると認められる自動二輪車を停止させたり、その運転者に免許証の提示を求めるなどの措置をとることができます。又、二人乗り禁止違反をするおそれがある運転者に対し、危険防止のための必要な措置をとることができます。

新設

高速道路では20歳未満ダメ！
初心運転者はダメ！

罰則

停止命令に従わなかった者

「3月以下の懲役または5万円以下の罰金」

免許証提示の求めに応じなかった者

「5万円以下の罰金」



自動二輪車の二人乗りをする際には、一人乗りとの運転特性の違いを十分に理解し、同乗者に配慮しながら安全運転に努めるようにしましょう。